

武庫川流域委員会 委員長松本誠様

武庫川を愛する尼崎市民の会

担当 丸尾雅美

第20回武庫川流域委員会での議論に関する質問・意見です。

1、中川芳江さんの第19回委員会における意見が審議されないが。

「委員会が数値として基本高水を決定する必要も義務もなく」、「基本高水設定プロセスへの疑念が払拭されたなら、基本高水の数値の議論に入るのではなく、直ちに総合治水対策の検討に移ることを強く意見します」との中川芳江さんの意見は、委員会議事の進め方についての一提案と考えられる。先決事項として審議されるべきだが、委員長からこれに言及がない。会議運営についての民主主義と透明性を堅持せよ。

1、基本高水への設定コースは矛盾と疑問多く選べないが。

流出解析WTの報告は、ピーク流量算定への方式として、設定①と設定②を提示した。議論は委員にそのいずれか一つを選択することを求めて進められた。

しかし設定①と②のそれぞれのコースについて、検討がすすむ手順もたどり着く先も分からない。その説明を抜きにして、とにかくまず設定②の選択を強く迫る川谷さんの意見には違和感を覚える。

二つの設定についての説明文は、いずれも政府が発信した文書でありながら、その説明内容が全く矛盾している。時間的経過のなかで変化したものか。とにかく、この説明は設定①と②の選択をいよいよ困難にする。この二つの説明文の矛盾について、流出解析WTは詳細に解明するべきだ。具体的にそれぞれの設定が適用された河川名を明らかにし事業効果を調べる必要がある。

委員会は設定①と②を選択するために必要な知識を持てるよう、十分な説明を獲得する責任がある。

1、国交省が、琵琶湖・淀川水系の2ダムを中止、3ダムは存続を決めたが。

「流域委員会の答申および提言はできるかぎり尊重する」は、河川管理者である兵庫県当局から取り付けた約束ではある。しかし、同様の経過をたどった淀川水系流域委員会の提出した意見は生かされず、国交省が決定する以前に話し合いさえ持たれなかった。これを貴重な教訓として、提言や答申が十二分に生かされるよう武庫川流域委員会の権限と位置づけを確保する手立てを講ずるべきだ。

2005年7月9日

2005.7.7

武庫川流域委員会 松本誠委員長様

池田市 高田直俊
(社)大阪自然環境保全協会理事

流出計算方法について

7月5日委員会の傍聴者発言の時間に、既に説明済みの事柄を質問し、貴重な時間を浪費させ恐縮しています。その後事柄はよく理解で来ましたが、以下のような疑問が残ります。ぜひご検討をお願いします。

1. 武庫川の基本高水の求め方の手順は、流域に対しては計画降雨 247 mmを 24 時間内に種々の降雨パターンで降らせて算出した河川への流出ピーク流量群から、適切なものを選ぶというものです。7月5日委員会で、資料 2-1 に基づいて基本高水の求め方の説明がありました。
2. 降雨パターンはあらゆる可能性を与えるべきですが、可能性の高い突降雨を参考にするというものです。その際、現実にはあり得ないような降雨パターンを与えないように制約、あるいは棄却基準が設定されます。在来の方法「設定 1」は引き延ばし倍率 2 以下、「設定 2」には複数の棄却基準を与えています。
3. 多くの降雨パターンが与えられる設定 2 は、より一般性があると思いますが、ここで設定されている 2 つの棄却条件以外にも、降雨継続時間あるいは無降雨時間など棄却基準の設定に大きな課題があり、今後の慎重な検討を要します。
4. しかし、実際に算出されている流出量には、降雨量一時間関係の 24 時間区間以前の降雨(前期降雨)が流出計算で取り込まれています。この前期降雨を取り込むと、降雨形態によっては河川への流出量ピークが増す方向に働きます。この前期降雨には引き延ばし倍率は掛けられていませんが、24 時間降雨を与えるとしながら、それよりも継続時間の長い雨を用いているのはルールに忠実ではありません。流出計算には前期降雨の取り込みはやめるべきです。
5. 現在までに基本高水が減る方向に変わった例はありません。武庫川環境委員会での基本高水の見直しには大いに注目しています。なお、委員会では、長野県で基本高水を変えない理由が取りざたされました。県と国のやり取りの様子(もしあれば)は委員会(ダム等検討委員会:私は委員をしていました)には報告されませんでした。国から認可された値は変えられない、という許認可権を有する国(お上)への県担当者の遠慮、悪く言えば主体性のない姿勢だと思っています。